4　イラク政府に対し、事務総長と緊密に取り組み、二千十一年六月三十日まで又はそれ以前に、開発基金後の制度への完全で効果的な移行を完成させることを要請する。かかる制度は、国際通貨基金（ＩＭＦ）スタンドバイ取極の要件を考慮し、外部監査の取決めを含め、イラクが決議第千四百八十三号（二千三年）21の規定において定められている義務を果たし続けることを確保する。さらに、イラク政府に対し、遅くとも二千十一年五月一日までにイラク開発基金後の制度への移行に向けた進展に関する書面による報告を提供することを要請する。

5　イラク開発基金からの全収益のイラク政府によるそれに替わる取決めの口座への移転及び同基金の遅くとも二千十一年六月三十日までの終了を指示し、また、移転及び終了が完了した後、理事会に対し書面による確認を行うことを要請する。

6　事務総長に対し、決議第千四百八十三号（二千三年）21の規定の継続的な遵守を評価しつつ、国際連合賠償基金に関する書面による報告を、継続的に、六か月ごと（最初の報告は遅くとも二千十二年一月一日までとする。）に理事会に提供することを要請する。

7　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

附属書

二千十年十二月八日付けイラク首相発安全保障理事会議長宛て書簡

私は、石油収入がイラク国民の利益となるように継続的に公正に使用されることを確実にするため、また、透明性、説明責任及び誠実性に関する国際的な最良の慣行に従い、イラク政府が二千十年に、憲法に従いイラク開発基金及び国際諮問監視理事会に関する適切な取決めを作成するとした、安全保障理事会議長宛て二千九年十二月十三日付けの私の書簡に言及したい。

イラク政府は、安全保障理事会決議第千九百五号（二千九年）に従って、最初の四半期ごとの報告の中で、イラク開発基金及び国際諮問監視理事会に替わる取決めへの移行のために必要な行動計画と期限を提出した。同政府は、その後、得られた進展に関する第二次及び第三次報告書を提出した。第三次報告書では、行動計画のうち完了したものと未完了の部分の詳細が示された。イラクにおける状況及び二千十年三月七日に行われた議会選挙後の新政府の形成が遅れたことが、何らかの形で、行動計画の包括的な実施につき迅速で効果的な行動をとる上での政府機関の能力に影響を与えたことへの言及もなされた。

イラク政府は、上記により、また、行動計画の包括的な実施及び開発基金に替わる取決めへの円滑な移行の確保を可能にするため、再度国際社会の支援を必要としている。このため、同政府は、安全保障理事会が、同理事会決議第千四百八十三号（二千三年）20の規定で明記された枠組みに基づくイラク開発基金への免除の、更なる最後の六か月間の延長を希望する。

私は、貴議長が可能な限り早期に理事国に対しこの書簡を配布し、また、イラクに関して現在起草されつつある決議にこの書簡を附属書として添付して頂ければ幸いである。

ヌーリー・カミル・アル・マーリキー

イラク共和国首相

バグダッド、二〇一〇年十二月

○農林水産省告示第八百三十一号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十三年一月一日から同年三月三十一日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十三年四月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、四二四、四〇〇円
褐毛和種	一頭につき、三三二、六〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一八六、二〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、九四、二〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二七六、〇〇〇円

○農林水産省告示第八百三十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年四月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十三年一月二十六日　第八十九号

二　登録認定機関の名称及び住所

財団法人日本醤油技術センター　東京都中央区日本橋小網町三番十一号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

しょうゆ

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都中央区日本橋小網町三番十一号

○農林水産省告示第八百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐下家地字ヲンヂトヲ一五六、一九五〇の一、字フナガサコ一六九の二、一七〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヲンヂトヲ一五六・一九五〇の一・字フナガサコ一六九の二・一七〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町井高五九五から五九八まで、六〇九、六一一、六一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

井高五九八・六一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町川西路一八三五の一、一八三五の二、一八五六の一、松谷二九四、松原五二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備